

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況について》

少子高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられており、増収分については、すべて社会保障経費の財源とし、使途を明確にすることとされています。

令和元年度(平成31年度)予算における中能登町での増収分及び充当事業は、以下の通りです。

【歳入】

令和元年度(平成31年度) 地方消費税交付金(社会保障財源分) 126,000 千円

【歳出】

地方消費税引上げ分の使途一覧

(単位:千円)

充当事業		事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち引上げ分
社会福祉	保育園運営費	303,259	84,471		7,329	211,459	126,000
	福祉医療費支給事業	134,461	29,858			104,603	
	児童福祉事務事業	24,500	450			24,050	
社会保険	後期高齢者医療事業	346,902	53,411		3,567	289,924	
	老人福祉事務事業	295,973	3,339		2,803	289,831	
	保健衛生事業	137,851	74,001			63,850	
保健衛生	感染症予防事業	57,320	3,391			53,929	
	保健事業	23,892	550			23,342	
	母子保健事業	20,553	884			19,669	
合計		1,344,711	250,355	0	13,699	1,080,657	